



停電時の火災予防対策について

風水害、地震等の災害により、長時間の停電が継続する場合に、下記の事項について、ご注意ください。電源を必要とする消防用設備は、非常電源の許容を超えて、停電が続くと、いざという時に作動しなくなります。非常電源として、自家発電設備がある場合は、機能の確保に努めるとともに、消防用設備等が作動しなくなる場合に備えて、火災予防対策の徹底をお願いします。

自家発電設備の機能の確保

- (1) 非常電源の稼動可能時間を事前に確認してください。
- (2) 消防用設備用の非常電源としての自家発電設備は、必要な燃料の確保に努めるとともに、常用電源復旧後に直ちに運転を停止し、燃料補給、点検の実施等により火災発生時の機能に支障のないよう措置してください。

非常電源を必要とする消防用設備

消火設備…屋内消火栓設備、スプリンクラー設備など

警報設備…自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備など

避難設備…誘導灯

消防用設備等が作動しなくなる場合に備えた対応

消火設備…消火器の位置及び使用方法の確認、不活性ガス消火設備等の手動による操作方法の手順を再確認してください。

警報設備…巡回等による火災の早期発見及び火災発見時の周知・連絡体制を確保してください。

避難設備…誘導體制の確保及び避難経路を確認してください。

その他（排煙設備、防火戸など）…手動による操作方法を再確認してください。

その他一般事項

火気の管理の徹底

火気の使用は十分に注意してください。在館者や利用者等に火気の使用の注意喚起や、電気製品のスイッチを切る等の措置を講じてください。

119番通報体制の確保

I P電話やF A X機能付きの一部の電話機では不能となる場合があるため、あらかじめ確認し、確実な119番通報体制を確保してください。

避難経路等の確保

停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能とならないよう、あらかじめ避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行できるよう対策を講じてください。

停電時におけるエレベーターや遊具等の使用制限

停電時に停止する電気を動力とするエレベーターや遊具等については、計画停電等により停電が発生する可能性が高い場合にはあらかじめ使用を制限してください。

【危険物施設関係者のみなさまへ】

停電時の事故防止対策について

停電による事故防止の徹底を図るため、次の事項について留意してください。

保安管理について

危険物施設が停電となった場合に備えて、停電時の対処方法について再確認してください。

自家発電設備の点検や試運転における留意事項について

自家発電設備の稼動に備えた関連設備の点検や試運転を行なう場合は、発電設備のサービスタンク、配管等の損傷、漏油等が発生しないことを確認してください。

プラント等における安全対策について

停電により、計装制御システムの機能停止、冷却機能の停止に伴う反応制御不能等が起こり、プラント工程に異常が発生したり、他の施設も停止したりする危険があることを踏まえ、制御電源を確保するとともに、プラントの緊急停止等に係る手順について再確認して下さい。

その他の留意事項について

火気の使用は十分に注意して行い、火災の発生防止に努めるよう、施設利用者や関係者に対して周知を図って下さい。また、電気機器の使用中に停電した際には、再通電火災発生防止のため、スイッチを切る、コンセントを抜く等の措置を講じてください。

自家発電設備等への円滑な燃料供給等のための危険物の仮貯蔵仮取扱いについて

地震や台風等の災害等において、自家発電設備等への燃料供給のため、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を迅速に行うためには、申請が想定される事業所等と消防本部との間で、事前に安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画及び事務手続きについて協議し、合意しておくことが重要となります。震災時等に臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが想定される事業所等は、下記問合せ先までご連絡のうえ事前協議を実施するようお願いいたします。また、事前協議を実施する際には「震災時等における仮貯蔵・仮取扱い実施計画届出書」を持参してください。

岸和田消防 災害時の仮貯蔵

検索

